

陽圧式人工呼吸器（フィリップス・レスピロニクス社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における陽圧式人工呼吸器の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

陽圧式人工呼吸器（フィリップス・レスピロニクス社製）

BiPAP Vision 1台 (S/N.128588)

V60 ベンチレータ 4台 (S/N.100046230, 100046409, 100075300, 100105089)

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 MEセンター

3 契約期間

平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

4 契約条件

(1) 業務の内容

乙は、契約期間中は常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、次のとおり保守点検を行う。

ア BiPAP Vision 1台 (S/N.128588)

6箇月毎の定期点検及び製造会社の保守管理規定に基づくメンテナンス
通常使用中による故障の一般修理

イ V60 ベンチレータ 2台 (S/N.100075300, 100105089)

6箇月毎の定期点検

(指定部品の定期交換, 不具合部品の交換, 代替器のレンタルを含む)

ウ V60 ベンチレータ 2台 (S/N.100046230, 100046409)

6箇月毎の定期点検

(指定部品の定期交換, 定期点検時ないしオンコール時における不具合部品の交換,
代替器のレンタルを含む)

(2) 実施要領

ア 点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

イ 乙は、点検実施予定表を平成27年7月末までに甲の経営企画課へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲の経営企画課へ報告すること。

ウ 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者にその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出すること。

なお、報告書の内容について確認を得たうえで、完了届を甲の経営企画課へ提出すること。

エ 定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、甲の要請により乙が緊急に出張し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

上記4-(1)の業務内容に係る一切の費用

(4-(1)ア及びイに関しては24時間緊急対応に係る費用は別途有償対応)

(4) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。